

2018年11月29日

国際連帯税の導入に関する要望書

外務大臣 河野 太郎 殿

国際連帯税創設を求める議員連盟
会長 衛藤 征士郎

日頃から世界と日本国民のためのご努力に敬意を表します。

さて、河野外務大臣におかれましては、本年5月のG20ブエノスアイレス外相会合から直近の11月パプアニューギニアAPEC閣僚会議まで、国際社会に対して国際連帯税導入の必要性・重要性を力強く訴えてこられたことに対し、心から敬意を表します。

振り返りますと、伝統的な開発援助資金であるODA資金とは別の、国際連帯税を含む革新的資金メカニズム創設の必要性について国際社会が最後に議論したのは、2011年のG20カンヌ・サミットにおいてでした。この時、ドイツ財団のビル・ゲイツ氏が、開発のための新たな財源に関する報告書を発表し、それに基づいて各国首脳が議論をしました。その後、一部の国が新しい財源を導入したものの、我が国を含めて多くの国は未だ導入に至っておりません。

一方で、国連は、2015年9月にSDGs（持続可能な開発目標）を策定し、また同年12月にはCOP21（国連気候変動枠組条約 第21回締約国会議）パリ協定を採択し、ますます厳しさを増す地球規模課題に対して一丸となって対応することを決定しました。しかし今日の国際社会においては、米中貿易摩擦に象徴されるように極めて内向きの議論がまかり通り、地球規模課題への取組みが困難を極めています。特に、開発援助資金の圧倒的な不足がその困難性に拍車をかけています。

かかる情勢の中であって、河野大臣が「国際社会は、2030年までのSDGs達成に向けて、必要な資金ギャップを埋めるために国際連帯税を含む革新的資金調達のあるあり方を真剣に検討する必要がある」と訴えていることは、高く評価できるものです。しかしながら国内では、2012年国会において『税制抜本改革法』が成立し、「国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること」（第7条第7号）が法律事項となっているにもかかわらず、その後政府内で具体的検討等が行われず、また税制改正大綱からも具体的な記載が漏れる事態となっているのが現状です。

以上のことから、私ども超党派の議員連盟として、貴職に対して以下のことを要望いたします。

記

- 1、来年6月に予定されているG20大阪サミットは、国際連帯税の導入を訴える絶好の機会であり、議長国である日本の「河野イニシアチブ（仮称）」として、SDGsの達成に向けた開発資金調達のあり方論議をリードしていただきたいこと
- 2、31年度税制改正にあたり、国際連帯税の導入に向け、航空券連帯税や金融取引税など具体的な税目の検討に着手すべく、外務省として与党税制調査会に強力に働きかけていただきたいこと
- 3、現在外務省内に設置されている「気候変動」や「ODA」についての有識者会議と並び、早急に「国際連帯税導入に関する有識者会議」を立ち上げ、議論に着手していただきたいこと
- 4、また、現在SDGs推進本部で策定中の『SDGsアクションプラン2019』の「SDGs実施推進の体制と手段」の項に、「国際連帯税の導入」を盛り込んでいただきたいこと。

以上